### 託送料金認可取消請求事件 第6回口頭弁論 弁護士意見陳述

2022.3.23 原告訴訟代理人 弁護士 小島 延夫

- ▶法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。
- ▶算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃 炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算 定しなければならないとの規定は適法か。
- ▶規則45条の21の3第1項及び規則45条の 21の2第1項、規則45条の21の6第1項 及び規則45条の21の5第1項は適法か。
- ▶被告の主張について

2

#### 法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。

- ▶ 法18条1項の規定
- ▶ 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力 量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に 係る料金その他の供給条件について、(中略)託送供給等約款 を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを 変更しようとするときも、同様とする。

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外の ものを「料金」とすることを経済産業省令に委任して いるのか。

- ▶ 自由経済を基本とする日本において、なぜ、料金その他の供給条件について、国の認可を受けなければならないとされるのか。
- 電力自由化によって、発電事業や小売事業が自由化されたが、小売事業者が電気需要者に対し電力供給をする際に、発電事業者からの電気を、送配電網(送電用及び配電用の電気工作物・法2条8号)を利用して電気需要者へと託送しなければならないところ、その託送業務は、一般送配電事業者によって特定の地域において独占的に営まれている(法4条1項4号、5条1号・4号・5号)ので、必ず、小売事業者は、一般送配電事業を利用しなければならないから
- ▶ 一般送配電事業は、発電事業者から電気需要者へ電気を届ける公 共インフラとして、公正かつ合理的に営まれなければならないの で、強い公的監督のもとに置かれている。

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外の ものを「料金」とすることを経済産業省令に委任して いるのか。

- ▶ 小売事業と発電事業の自由化の目的は、 被告も「電力選択の 自由を全ての国民に保証し、小売分野における競争を通じて電 気事業の効率化を図るため」(被告の令和3年3月31日付け 第1準備書面・20頁)とする通り、 競争を通じて電気事業 の効率化を図り、電気料金を下げていくこと。
- ▶ 一般送配電事業の原価には小売にかかるコストや発電にかかる コストは含まれず、一般送配電事業を営むために必要な費用に 限定される。
- ▶ 仮に一部の発電事業者の費用や一部の小売事業者のコストを負担するようなことになると、適正な競争が担保されない。

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外の ものを「料金」とすることを経済産業省令に委任して いるのか。

- ▶ 電気事業法18条の条文の規定
- ▶ 1項 託送料金を公的に監督すること(認可制度)を規定。
- ▶ 2項 認可された条件以外による、託送供給等を禁止する。
- ▶ 3項 認可の際の基準を定める。
- ▶ 4項から11項まで 例外を規定
- ▶ 12項は、認可された約款の公表を規定
- ➡ 託送供給等約款の認可の基準は、法18条3項が規定
  法18条1項は、認可申請の際の手続きを定める。

6

法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。

- ▶ 法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とするところの、経済産業省令は、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、手続的事項を規定するもの。
- ▶ 電気事業法施行規則18条 託送供給等約款で定めるべき事項
- ▶ 規則19条1項1号 申請書に添付すべき書類
- 規則19条1項1号及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 申請書に添付すべき書類である計算書に記載する料金の算定方法及び記載事項

をそれぞれ規定

法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。

- ▶ 託送供給等約款の認可の基準は、法18条3項が規定。
- ▶ 規則及び算定規則が新たな基準を設定することはない。
- ▶ 規則にできるのは、法18条3項の範囲内で、基準を具体化する こと
- ▶ 算定規則は、その名の通り、託送供給等約款料金を算定するための計算方法を示すものに過ぎない(算定規則3条1項)。
  - ▶算定規則第3条 一般送配電事業者は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは、一年間を単位とした原価算定期間を定め、当該原価算定期間において一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。

#### 法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか

- ▶ 法18条3項1号 料金が能率的な経営の下における適正な原価 に適正な利潤を加えたものでなければならない。
- ▶ 算定規則3条1項 託送供給等約款料金を算定しようとするときは、(中略) 一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。
  - ▶ 一般送配電事業等 一般送配電事業及び発電事業(その一般送配電事業(最終保障供給を行う事業を除く。)の用に供するための電気を発電するものに限る。)
  - ▶ 一般送配電事業等=一般送配電事業

#### 法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか

- ▶ 認可申請の内容をなす託送供給等約款において、法律の特段の定めなく、一般送配電事業を営むために必要な費用と「適正な利潤」以外のものを加えたものを託送供給等約款料金とした託送供給等約款を作成し、その約款の認可申請をしたとしても、その認可申請は、法18条3項1号に適合しないこととなり、認可の基準を満たさない。
- ▶ 法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。
- ▶ あくまでも、法18条3項1号に規定する「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な細目を明示し、また、その算定方法を示しているだけである。

11

#### 法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを、経済産業 省令に委任していない。

- ▶ 法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とするところの、経済産業省令は、手続的事項を規定するもの
- ▶ 経済産業省令は、法18条3項1号に規定する「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な細目を明示し、また、その算定方法を示しているだけ。
- ▶ 法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを 「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。

▶法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。

- ▶算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃 炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算 定しなければならないとの規定は適法か。
- ▶規則45条の21の3第1項及び規則45条の 21の2第1項、規則45条の21の6第1項 及び規則45条の21の5第1項は適法か。
- ▶被告の主張について

#### 算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び 廃炉円滑化負担金相当金」を「営業費」とし て算定しなければならないとの規定

- ▶ 算定規則4条2項は「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相 当金」を「営業費」として算定しなければならないと規定
- ▶「営業費」= 「適正な原価」=「一般送配電事業を営むために 必要な費用」
- ▶ 「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、法18条 3項1号の「適正な原価」=「一般送配電事業を営むために必要 な費用」なのか。
- ▶ 3つのポイントがあり。 (規定の仕方、定義、誰が使うのか)

3

#### ポイント1 規則の規定

- ▶ 規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の 中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を規定 しない。
- ▶ 規則の「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、 「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円 滑化負担金の回収等」という節を新たに設けた。
- ▶ その節で、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし(規則45条の21の3第1項及び規則45条の21の6第1項)、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方(託送受給者)から回収しなければならない(規則45条の21の2第1項及び規則45条の21の5第1項)と定めた

#### ポイント1 規則の規定

- ▶規則の章立てや規定の什方からみて
- ▶「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、 発電事業に関連する費用であって、「一般送配 電事業を営むために必要な費用」ではない

15

#### ポイント2 定義

- ▶ 「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの(規則45条の21の3第1項)
- ▶ 廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金(規則45条の21の6第1項)
- → 本来いずれも、原子力発電事業者が負担すべきもの
- ▶ 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電 事業のための費用であり、「一般送配電事業を営むために 必要な費用」ではない。

### ポイント3 一般送配電事業のためには使われず、全額原子力発電事業者に渡される。

- ▶「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般 送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力 発電事業者に渡される(規則45条の21の2第2 項、規則45条の21の5第2項)。
- ▶「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないから、一般送配電事業のために使われず、全額原子力発電事業者に渡される。

算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃 炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算 定しなければならないとの規定は違憲違法無効

- ▶ 「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、法18条 3項1号の「適正な原価」=「一般送配電事業を営むために必要 な費用」ではない。
- ▶ 算定規則には、「一般送配電事業を営むために必要な費用」以外のものを、託送料等として算定する=小売電気事業者がその支払い義務を負うことが委ねられているわけではない。
- ▶ 算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算定しなければならないとする規定は、法律の委任なく、また、法律の委任の範囲を超えて、小売電気事業者に新たな支払義務を課すものであって、違法違憲無効

18

- ▶法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。
- ▶算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃 炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算 定しなければならないとの規定は適法か。
- ▶規則45条の21の3第1項及び規則45条の 21の2第1項、規則45条の21の6第1項 及び規則45条の21の5第1項は適法か。
- ▶被告の主張について

規則45条の21の3第1項及び規則45条の2 1の2第1項、規則45条の21の6第1項及び 規則45条の21の5第1項も違憲無効

- ▶ 規則45条の21の2第1項 一般送配電事業者の賠償負担金の 回収義務=小売電気事業者の賠償負担金支払義務 を規定
- ▶ 規則45条の21の5第1項の規定 一般送配電事業者の廃炉円 滑化負担金の回収義務=小売電気事業者の廃炉円滑化負担金支払 義務 を規定
- ▶ いずれの規定も、小売電気事業者に新たな義務を課す→法規命令
- ▶ 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、法には何ら規定が なく、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義 務を課すことを委任する規定も、法には、存在しない。
- ▶ 憲法41条に違反し、違憲であり、無効である。

.U

- ▶法18条1項は、法18条3項1号に規定する 以外のものを「料金」とすることを経済産業省 令に委任しているのか。
- ▶算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃 炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算 定しなければならないとの規定は適法か。
- ▶規則45条の21の3第1項及び規則45条の 21の2第1項、規則45条の21の6第1項 及び規則45条の21の5第1項は適法か。
- ▶被告の主張について

21

# 被告の「「適正な原価」には、原子力事故に対する賠償への備えの不足分や廃炉に関する費用が含まれ得る」との主張について

- ▶被告は、被告第4準備書面・13頁で「「適正な原価」 には、原子力事故に対する賠償への備えの不足分や廃炉 に関する費用が含まれ得る」との主張 しかし、何の説明もない。
- ▶原子力事故に対する賠償への備えの不足分や廃炉に関する費用 「適正な原価」=一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価 ではない。

22

# 被告の「「適正な原価」には、原子力事故に対する賠償への備えの不足分や廃炉に関する費用が含まれ得る」との主張について

- ▶「離島の発電・販売費用を含むユニバーサルサービス料金」 これらは、一般送配電事業の内容であると電気事業法において明確に定められている(法2条1項8号柱書き及び同号口)→一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価
- ▶「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を、原子力発電事業者に代わって、小売電気事業者から徴収する事業は、法には一般送配電事業者の事業として規定されていない。

被告の「託送供給等に係る供給条件の細目事項を 省令に委任する規定は、現行の託送供給制度の基 本思想の創設時に立法された」との主張について

- ▶ 電気事業法平成11年改正は、電力自由化のはじまり。
- ▶ それまで、独占的に九電力だけが電力供給してきた体制 を変更するにあたり、内部基準だけでしていた手続規定 を、透明性を向上させるために省令で定めさせたもの
- ▶ 託送手続きに関連する部分だけにおいて定めたものでは ない。通常の電気料金そのものについても同様の定め。
- ▶ 平成5年の行政手続法の制定を受けての手続透明化
- → 供給条件を省令で定めるとしたものではない。被告の主張は、法律の規定に基づかない。

